

令和 7 年度 目黒区地域公共交通会議【第 1 回】

日時：令和 7 年 5 月 28 日（水）10：00～

場所：中目黒 GT 地下 1 階 中目黒 GT プラザホール

（東京都目黒区上目黒 2-1-3）

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

（１）東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について

（２）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

4 閉会

<配布資料>

資料 1 目黒区地域公共交通会議委員名簿

資料 2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱

資料 3 東部地区の地域交通導入の実績と今後の進め方について

資料 4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料 5 令和 6 年度第 1 回目黒区地域公共交通会議議事概要

以 上

目黒区地域公共交通会議委員

No.	委員	所属	氏名
1	目黒区	街づくり推進部長	清水 俊哉
2		都市計画課長	小林 博
3		都市基盤整備課長	山下 晃由
4	一般乗合旅客自動車運 送事業者の代表者又は その指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	井上 清一
5		東急バス株式会社運輸事業部 計画部計画グループ課長	石 洋一
6		小田急バス株式会社 バス事業本部計画部部長	宮下 誠
7		京王電鉄バス株式会社 運輸営業部乗合事業担当課長	三浦 祐介
8	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体の 代表者又はその指名す る者	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	富樫 秀樹
9		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会業務部長	小池 毅
10	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
11		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
12		目黒区老人クラブ連合会	山口 武志
13		公募	張替 鋼一
14		公募	湯浅 マッケン 周子
15	国土交通省関東運輸局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	小林 聡
16	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 の代表者又はその指名 する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	永見 則雄
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	久我 恒夫
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	岡村 隆行
19		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	羽石 幸一
20		目黒区都市整備部土木管理課長	久能 淳
21	交通管理者	警視庁交通部管理官(調査担当)	西東 俊郎
22		警視庁目黒警察署交通課長	佐海 豊
23		警視庁碑文谷警察署交通課長	原 泰朝
24	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

 前回から変更

目黒区地域公共交通会議等要綱

令和 7 年 4 月 1 日

目都整第 1 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、目黒区附属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）及び目黒区地域公共交通運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、交通会議及び運賃等協議会を組織及び運営する。

(所掌事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

2 運賃等協議会は、次に掲げる事項を所掌し、協議結果等を交通会議へ報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等の協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(交通会議の組織)

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 目黒区街づくり推進部長
- (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
- (3) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 区民
- (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 交通管理者
- (11) 学識経験者
- (12) その他区長が必要と認める者

2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、

再任を妨げない。

- 3 委員が任期中に、第1項第4号から第5号まで及び第7号から第11号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第6号及び第11号に掲げる委員については、街づくり推進部都市基盤整備課において指名した者とする。

(運賃等協議会の組織)

第5条 運賃等協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者

(会長)

第6条 交通会議及び運賃等協議会にそれぞれ会長を置き、第4条第1項第1号に掲げる者（運賃等協議会にあっては、第5条第1項第1号に掲げる者）をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議及び運賃等協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員（運賃等協議会にあっては、構成員）の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 第4条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。
- 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 6 交通会議の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(運賃等協議会の運営)

第8条 運賃等協議会は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 第5条第1項第2号及び第4号に掲げる構成員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として運賃等協議会に出席させることができる。
- 3 運賃等協議会の議決を要する事項は、出席構成員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とする。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

5 運賃等協議会の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(会議の公開)

第9条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃等協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

この要綱は、令和5年10月20日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

No.	要綱第4条の委員	所属
1	目黒区	街づくり推進部長
2		都市計画課長
3		都市基盤整備課長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課長
5		東急バス株式会社 運輸事業部計画部計画グループ課長
6		小田急バス株式会社バス事業本部計画部部長
7		京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
8	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
9		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長
10	区民	目黒区町会連合会
11		目黒区商店街連合会
12		目黒区老人クラブ連合会
13		公募
14		公募
15	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官
16	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会事務長
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会ハイク部会事務長
18	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長
19		東京都建設局第二建設事務所管理課長
20		目黒区都市整備部土木管理課長
21	交通管理者	警視庁交通部交通規制課管理官（調査担当）
22		警視庁目黒警察署交通課長
23		警視庁碑文谷警察署交通課長
24	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部准教授

別表第 2（第 5 条関係）

No.	要綱第5条の構成員	所属
1	目黒区	都市基盤整備課長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東急バス株式会社 運輸事業部計画部計画グループ課長
3	区民	目黒区町会連合会
4	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官

目黒区地域公共交通会議傍聴要綱

令和４年３月２２日

目都政第１６６４号

（目的）

第１条 この要綱は、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条 交通会議は、目黒区情報公開条例（平成１２年１２月目黒区条例第５８号）第７条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

（会議の傍聴）

第３条 交通会議の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、傍聴申請書に自己の住所・氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

２ 傍聴者は会長の指示する席に着かなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第４条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- 二 酒気を帯びていると認められる者。
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者。
- 四 録音機、写真機、映写機等の撮影、録音を目的とする機器類を携帯している者。ただし第８条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者。

（定員）

第５条 傍聴人の数は、会長が定める。

（議場の立入禁止）

第６条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 はちまき又はたすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 五 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 六 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者を除く。

(反則の取締)

第9条 傍聴人が、この規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人は、速かに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付則

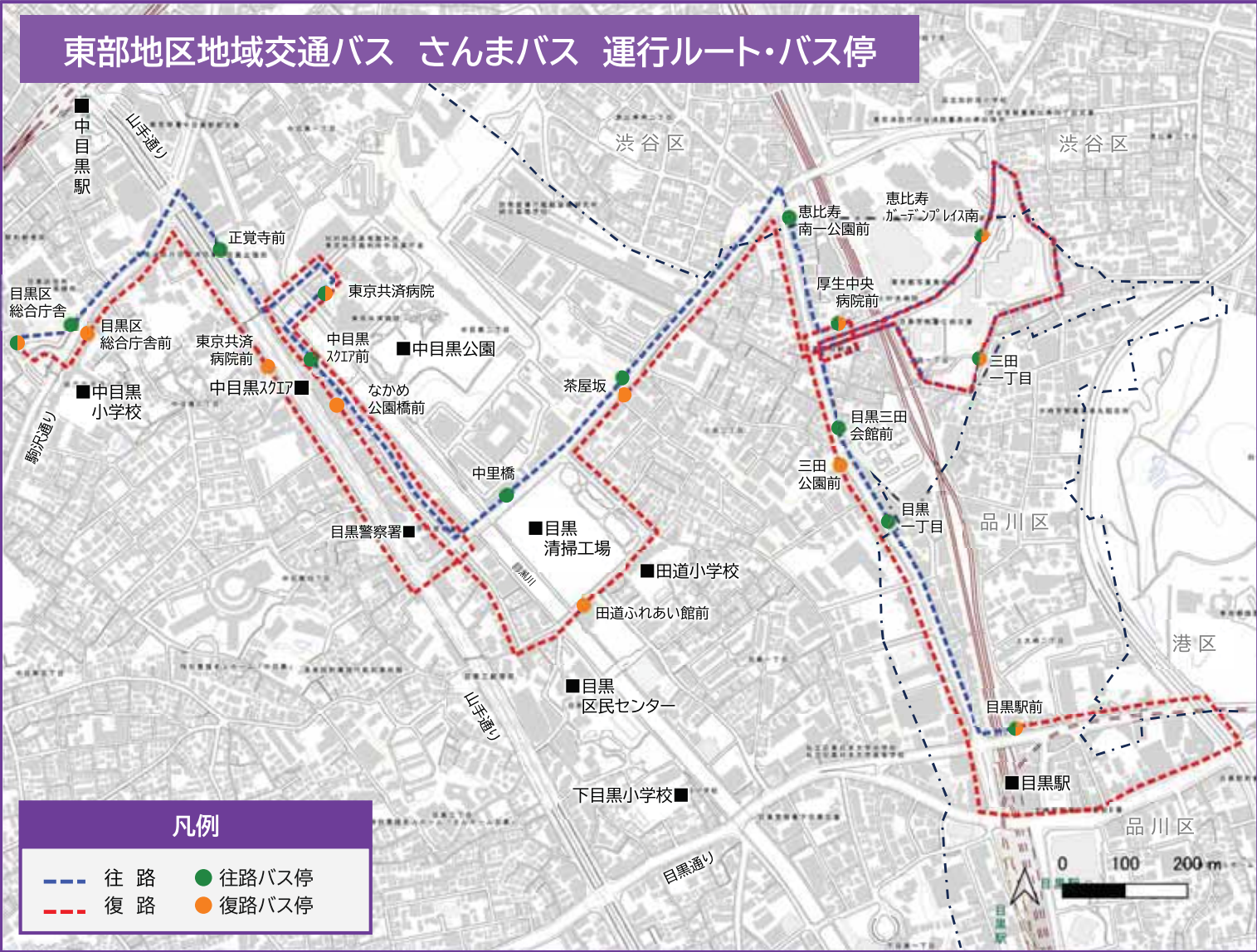
この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

東部地区の地域交通導入の実績と 今後の進め方について

1.東部地区の取組経過

名称	メンバー構成	対象地域
東部地区交通協議会	町会(目黒三田、一・一、下目黒一丁目、田道、中二北、中目黒八幡)、 住区(田道、中目黒)、PTA、近隣施設等の関係者	三田1～2丁目、目黒1～3丁目、 中目黒1～4丁目、目黒区施設周辺

目黒区の5地区



1.東部地区の取組経過

- ・令和6年3月26日に、東部地区地域交通バス(さんまバス)の実証運行を開始した。(3月中は無料運行)
- ・4月より1日6便、7月より1日12便で有料運行を実施中、引き続き利用率や収支率向上に向けて取組を検討している。

R6年3月～7月	さんまバス実証運行開始 ・3月26日～31日:無料運行 ・4月～6月 : 1日 6便運行 ・7月～ : 1日12便運行
R6年7月	・ 令和6年度第1回協議会 ・ 4月～6月までのさんまバス利用実績の確認 ・ 利用率・収支率の向上を目的とした検討
R6年10月	・ 区民まつりでのさんまバス広報活動(10月13日)① ・ さんまバス乗降調査実施(10月16日・20日) ・ 平日休日における利用実態を調査
R6年11月	・ 令和6年度 第1回地域公共交通会議 ・ 4月～9月までのさんまバス利用実績・収支の確認 ・ 利用者意見を踏まえた対応策の協議
R6年12月	・ 東部地区アンケート調査、ニュースレターの配布② ・ さんまバスの認知度・利用状況・満足度を調査
R7年2月	・ 令和6年度 第2回協議会 ・ 4月～1月までのさんまバス利用実績の確認 ・ アンケート調査結果の報告 ・ 乗車率向上に向けたキャンペーン実施の協議
R7年3月～	・ さくらまつりでのさんまバス広報活動の実施 ・ さんまバス/ノリトクキャンペーンの開始



①区民まつり「来訪者用チラシ」「ブースでの情報提供」



②東部地区に配布したニュースレター

2.さんまバスの利用状況

- ・利用率は1日6便運行の4～6月平均が18.5%、1日12便運行の7～3月平均が15.9%、令和6年度平均では16.6%となっている。
- ・7～10月の間は2,000人/月超、年間では21,000人超の人が利用しているが、利用率は実証運行の当面の目標値35.0%には達していない。
- ・利用率の推移をみると、11月から1月にかけて減少傾向にあったが、2月からは増加傾向に転じ、3月には再度2,000人超となっている。

(1)利用者数・1便当たりの乗車人数と利用率の推移

	1日6便			1日12便									備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
利用者数	1,323人	1,070人	1,144人	2,282人	2,424人	2,271人	2,201人	1,747人	1,614人	1,429人	1,784人	2,273人	現金、一日乗車券 専用回数券、ICカード
1日当たり 利用人数	44.1人/日	34.5人/日	38.1人/日	73.6人/日	78.2人/日	75.7人/日	71.0人/日	58.2人/日	57.6人/日	51.0人/日	63.7人/日	73.3人/日	利用者数÷運行日数
1便当たり 利用人数	7.35人/便	5.75人/便	6.36人/便	6.13人/便	6.52人/便	6.31人/便	5.92人/便	4.85人/便	4.80人/便	4.25人/便	5.31人/便	6.11人/便	利用者数÷運行日数÷運行便数
利用率	21.0%	16.4%	18.2%	17.5%	18.6%	18.0%	16.9%	13.9%	13.7%	12.2%	15.2%	17.5%	1便当たりの乗車人数 ÷乗車定員(35人)×100

■月別総利用人数(運賃ベース)/利用率



2.さんまバスの利用状況

- ・当初の運行計画時点に比べ、ドライバー人件費や電気料金等の高騰により、運行経費が上昇している。
- ・令和6年度実績運行経費で収支率を算出すると、運賃収入＋広告収入(車両ラッピング、車内吊り広告)での収支率は約16.8%となっている。
＜その他収入＞運行協力金:運行支援のための寄付(「ふるさと納税ポータルサイト」活用) ※実施済

(2)運賃・広告収入と収支率の推移

■令和6年度の運行実績		運行便数 (1日当り)	運行日数	総便数(往復)
運行便数	R6. 4月～6月	6便	91日	546便
	R6. 7月～ R7. 3月	12便	268日 ※	3,216便
	合計	—	359日	3,762便

※年末年始の6日間除く。

■年間利用人数・年間運行収入の詳細

利用人数	券種	年間利用人数	運賃収入
	現金	2,372人	約4,200千円
	一日乗車券	1,009人	広告収入 (バス車両ラッピング、 車内吊り広告)
	専用回数券	2,150人	
	ICカード	16,031人	約1,100千円
合 計		21,562人	

■年間運行経費

R6実績運行経費	約31,400千円
当初計画運行経費	約24,500千円

令和6年度実績運行経費

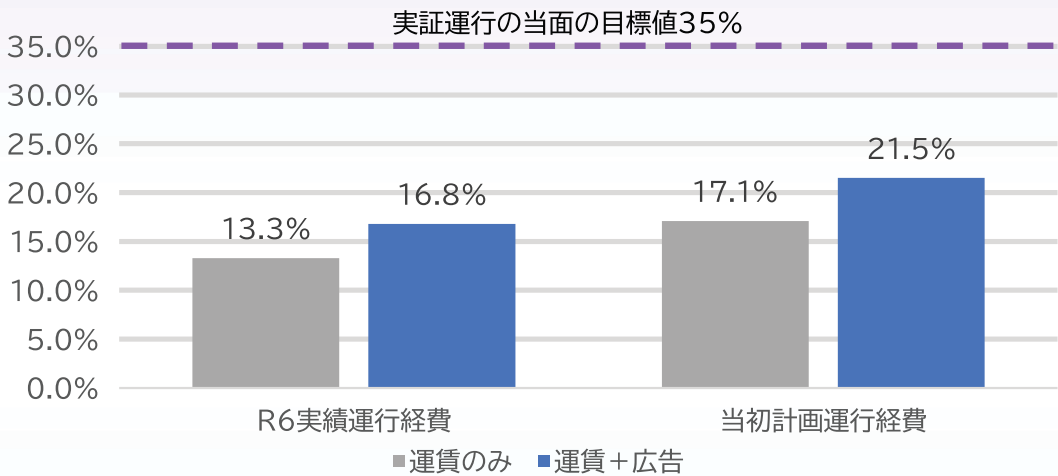
燃料費高騰等の外的要因を踏まえ、
1年間の運行にかかった費用

当初計画運行経費

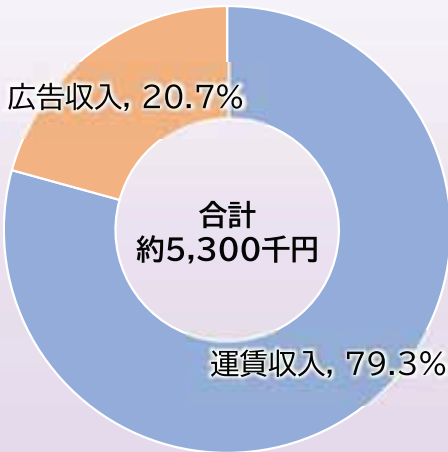
実証運行前に運行事業者が示した
当初計画の運行経費見込み額

■運賃・広告収入と収支率		R6実績 運行経費	当初計画 運行経費	備考
収支率	運賃のみ	13.3%	17.1%	合計運賃収入÷運行経費
	運賃＋広告	16.8%	21.5%	(合計運賃収入＋広告収入) ÷運行経費

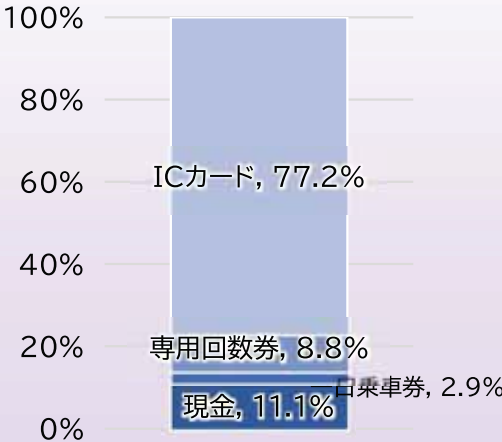
令和6年度の収支率



運行収入内訳



運賃収入内訳

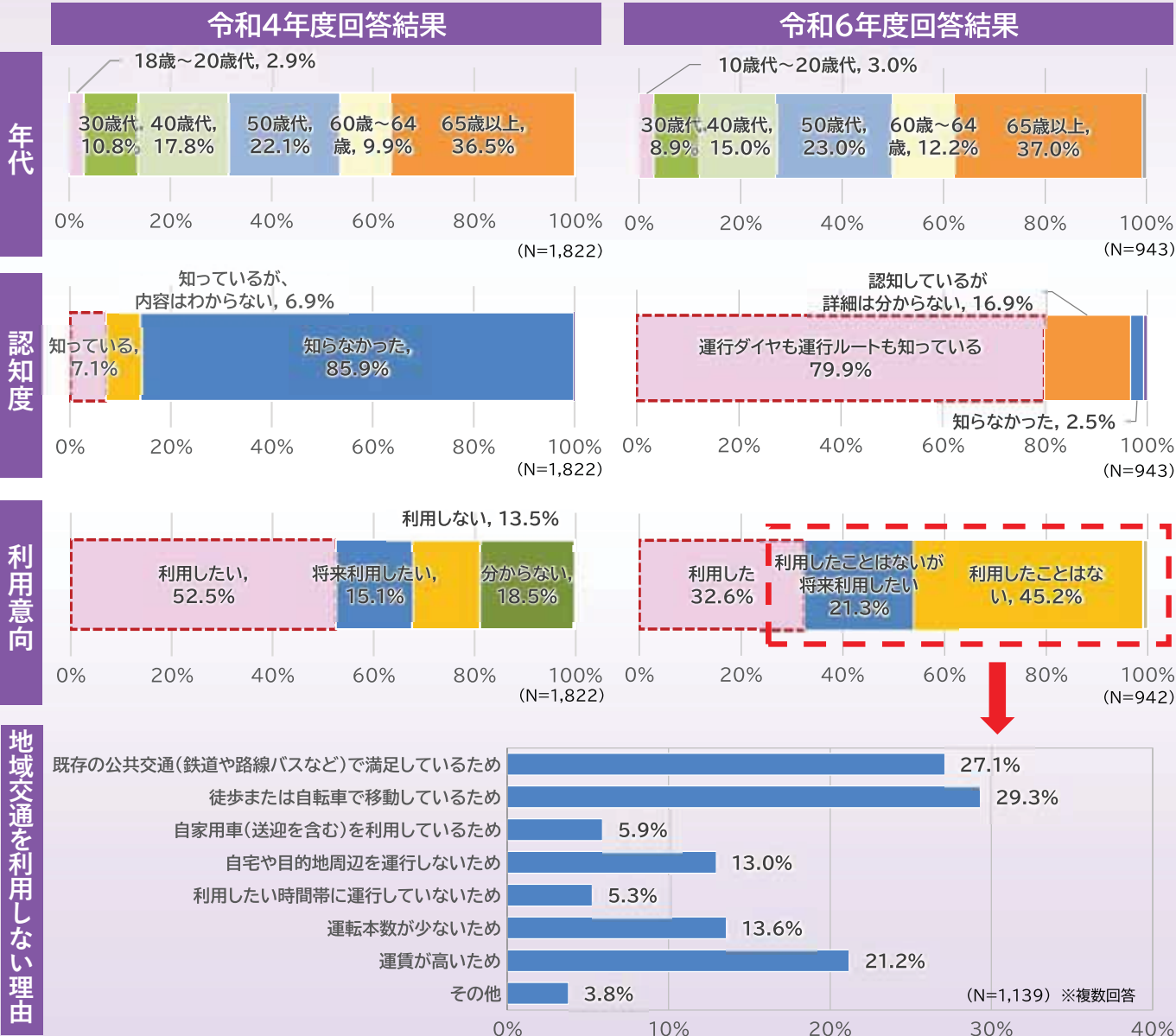


3. アンケート調査結果

- ・さんまバスの実証実験運行の認知度や利用傾向、満足度を把握するため、アンケート調査を実施した。
- ・認知度は令和4年度から大きく向上している一方、利用実態は令和4年度の高い利用意向に対し、令和6年度は約3割のみの利用に留まる。
→現在の移動に困っていないことの他に、利用しない理由として「運賃が高い」が多くなっている。

■ アンケート調査の概要

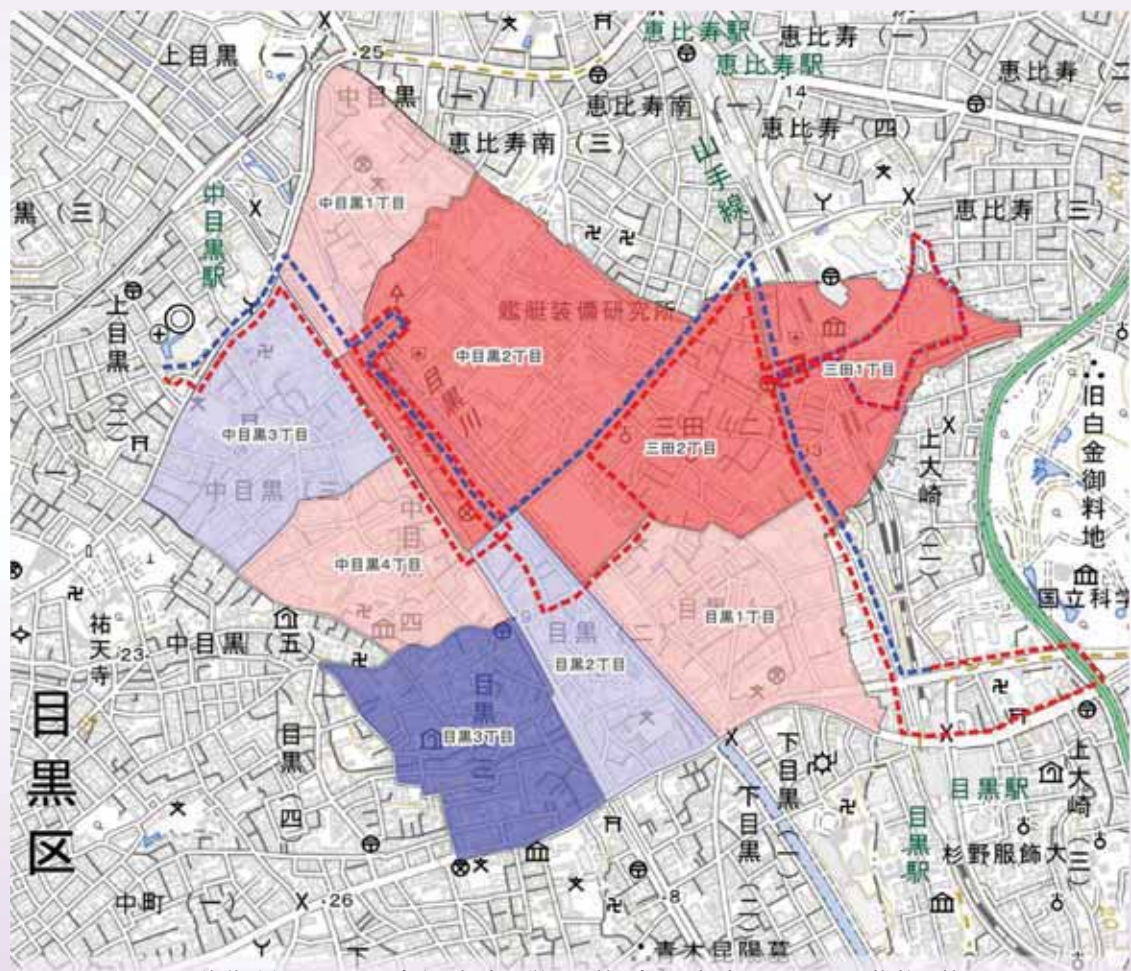
項目	内容
実施目的	さんまバス運行開始後の満足度について把握する
対 象	東部地区内ポスティング14,923世帯、区施設200部、病院内チャシ配架150部 計 15,273対象へアンケート調査を実施
回答件数	合計943件 回答率 約6.2% (内訳:紙620件、WEB323件)
回答期間	令和6年12月20日(金)～令和7年1月31日(金)
回答方法	アンケート用紙に同封されたはがきにて郵送回答 / WEB回答
アンケート項目	●さんまバスの実証運行の認知について ●さんまバスへの回答者の考えについて ・さんまバスを利用したことがあるか ・利用した際の目的、利用日時、利用頻度について ・ご乗車時に利用したバス停について ・さんまバスを利用していない理由について ●さんまバスの実証運行による印象について ・満足度(移動利便性向上、外出機会増加、地域コミュニティへの参加機会増 等) ・さんまバスの運行によって免許返納がしやすいと思うか ・地域の皆さんにさんまバスを利用してもらうための改善点



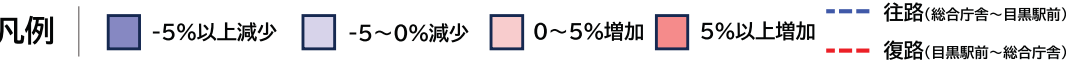
3. アンケート調査結果

- ・さんまバス運行前と比較すると三田1丁目、三田2丁目、中目黒2丁目において、路線バス(さんまバスを含む)を利用する割合が増加している。
- ・上記3地域のさんまバスを「利用した」「将来利用したい」の年代を見ると、三田地域(三田1丁目・三田2丁目)では高齢者が約半数を占め、中目黒2丁目ではサンプル数が少ないものの、30～50代の利用意向が高くなっている。
- ・さんまバスの利用目的では、3地域のすべてで「通院目的」よりも「買物目的」の利用が多く、「その他の利用」も約4割を占めている。

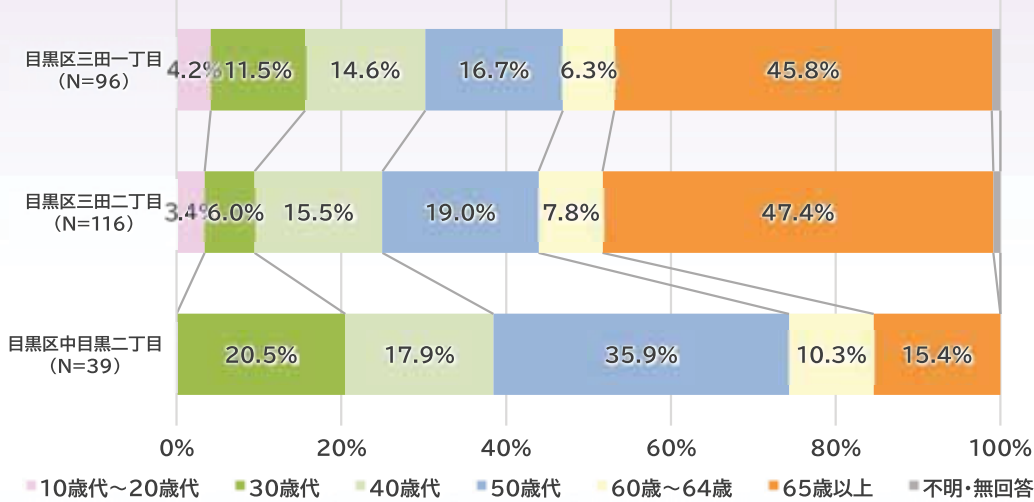
路線バス利用の増加率（R4調査結果からの増減）



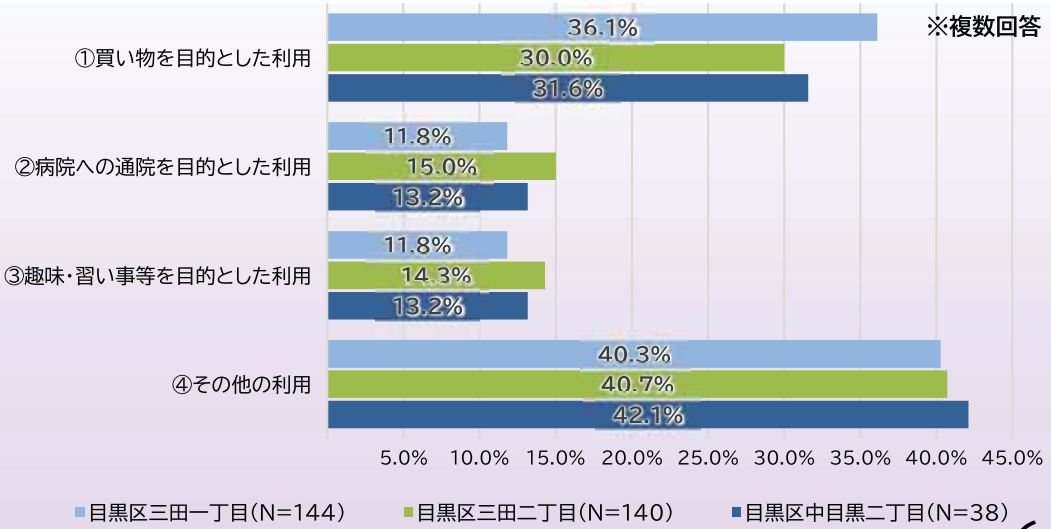
※よく利用する移動手段について、令和4年度は単一回答、令和6年度は3つまでの複数回答としたため回答の重みづけ処理(例:2つ回答した場合はそれぞれ0.5として集計)を行い分析を実施している。



さんまバスを「利用した」「将来利用したい」と回答した年代の割合



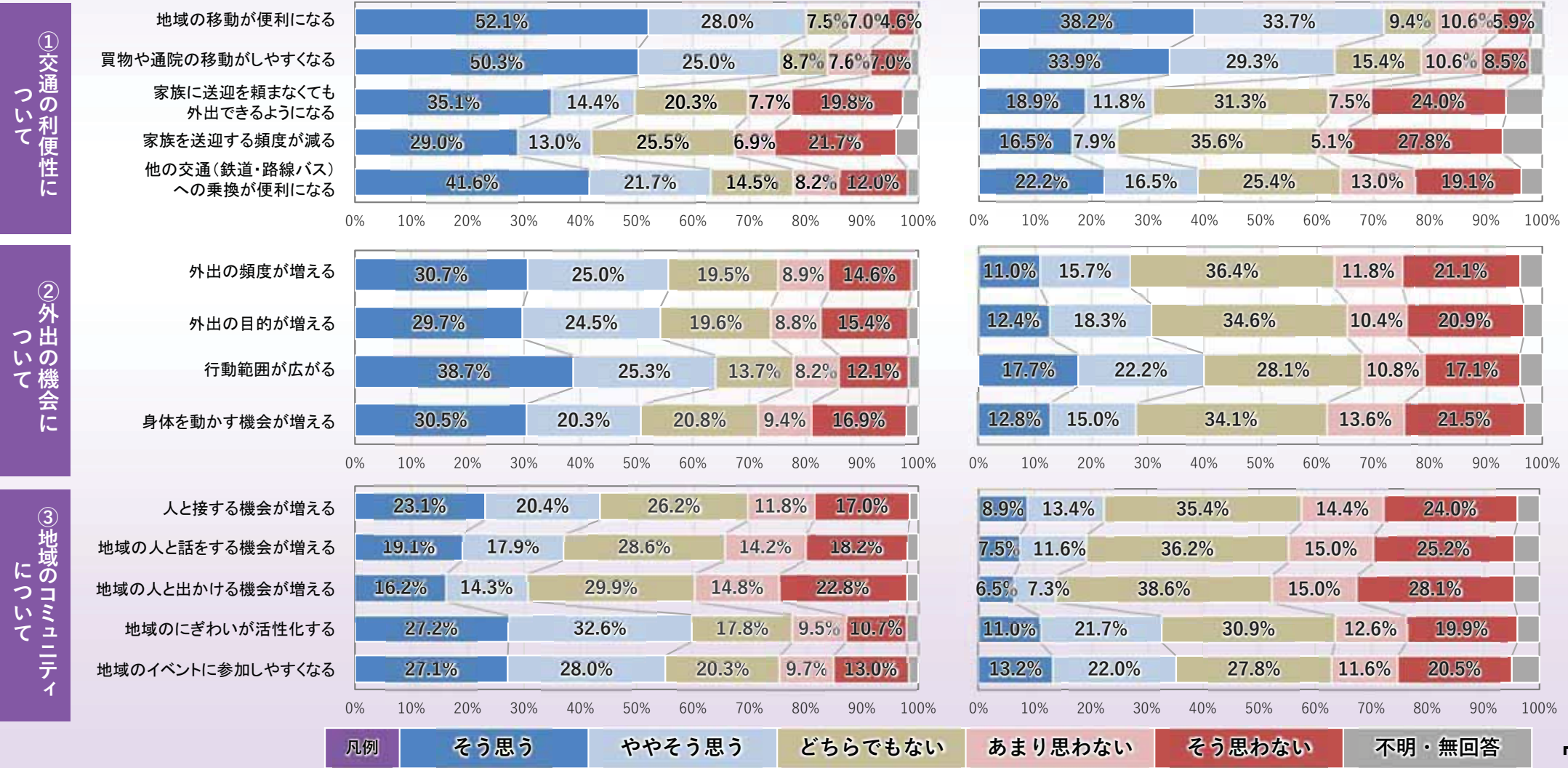
さんまバスの利用目的



3. アンケート調査結果

- ・令和4年度アンケート(運行前の意向調査)と令和6年度アンケートの内、「利用した」・「将来利用したい」と回答した人の満足度を比較した。
 - ・特に「地域移動が便利になる」「買物や通院の移動がしやすくなる」については高い満足度を示しているが、②外出の機会や③地域コミュニティに関する項目では、令和4年度の期待値と比較して、満足度が低くなっている。
- 外出の目的地となるような沿道施設との連携や、外出機会・利用機会を増やすための取組を検討し、満足度の向上を図る。

■ 令和4年に実施したアンケート調査との比較



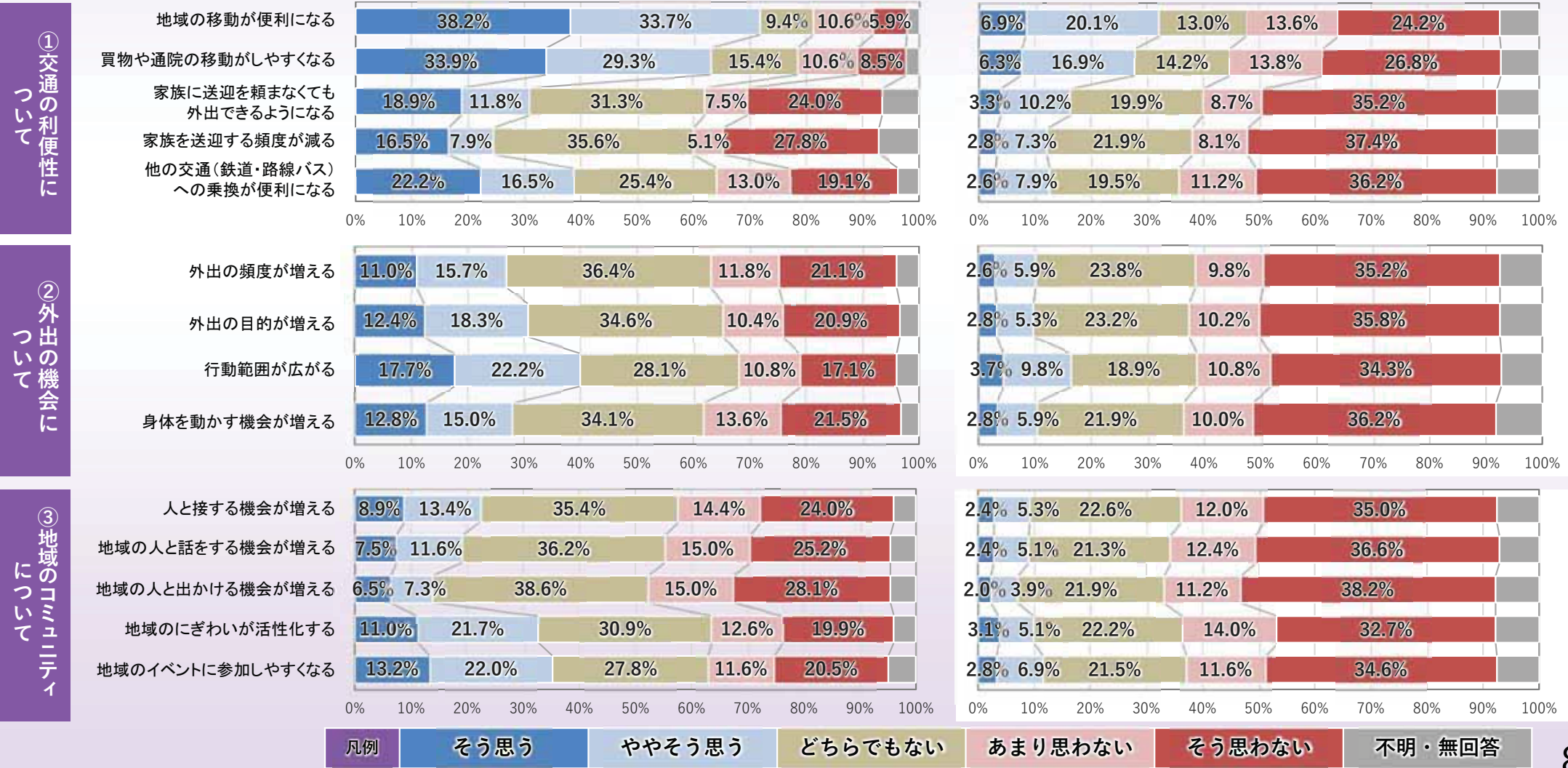
3. アンケート調査結果

・利用意向別に見ると、利用したことがない人の満足度は低く、総体的に見ると令和6年度アンケート結果の満足度が低く見える傾向にあるが、利用した・利用意向のある方からの満足度は高く、特に移動利便性の向上や買物・通院がしやすくなるという点で高い満足度を示している。
→さんまバスを利用する機会を増やすために初回利用を促進するような施策を検討し、利用率と満足度の向上を図る。

■利用意向によるさんまバスへの満足度の比較(令和6年度アンケート結果)

令和6年度回答結果 n=508 (利用した・将来利用したい)

令和6年度回答結果 n=425 (利用していない)



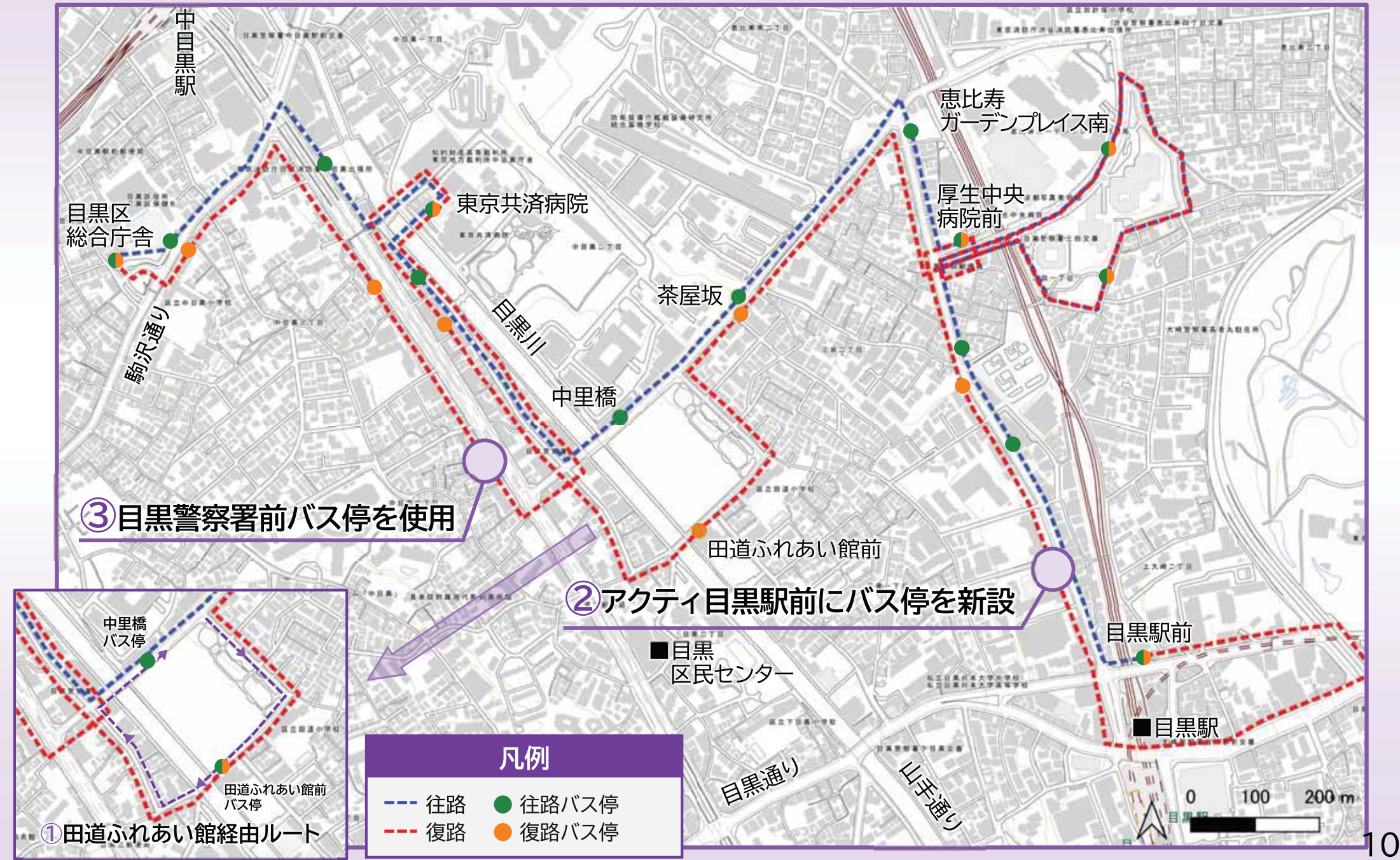
4. 乗車率向上等に向けた取組

・運行開始後、区に対して運行ルートの見直しや新たなバス停箇所の設定、新たな利用を見込んだ運行時間帯の追加などの意見が寄せられた。
→現在、運行ルート見直し・バス停増設の早期実現に向けて、運行事業者・交通管理者等と協議を進めている。

	 バス停留所	 運行ルート	 運行便数
主な意見(抜粋)	会議等で得た意見 ・目黒駅の手前にバス停が欲しい ・既存バス停を追加可能か アンケートの自由記述 ・目黒1丁目の反対側(逆まわり)のバス停があれば使用したい ・目黒警察署前に停車して欲しい	会議等で得た意見 ・田道ふれあい館に向かうのに目黒駅からのルートしか停留所がない アンケートの自由記述 ・ふれあい館から目黒駅側へのルートもあると良い	会議等で得た意見 ・1日の運行便数が少ない ・夕方に区役所から帰る便が欲しい アンケートの自由記述 ・厚生中央病院の受付時間である8時半に行くバスがない
対応策(案)	●バス停の増設 ・新設:アクティ目黒駅前新設② ・既設:目黒警察署前のバス停を使用③	●運行ルート見直し ・目黒区総合庁舎→目黒駅前行便について茶屋坂から田道ふれあい館を経由するルートを検討①	●運行時間帯の追加 ・7月より運行間隔を45分として便数を倍増 ・病院の受付時間や庁舎からの帰宅時間を考慮した運行ダイヤの検討。
調整状況	②アクティ目黒駅前新設 ➡地先:承諾済 交通管理者:説明了解済 運行事業者:説明了解済 ③目黒警察署前バス停停車 ➡交通管理者:説明了解済 運行事業者:説明了解済	①運行ルート見直し ➡交通管理者:説明了解済 ➡運行事業者:説明了解済 運行事業者:業務時間延長・運転士不足による調整課題 △運行時間延伸に伴う全体ダイヤ・便数について検討 =1便減による対応	運行事業者調整 ・運行間隔 ➡R6.7月より12便運行 △朝夕時間帯の増便の検討 1便減便に伴うダイヤ調整で対応

4. 乗車率向上等に向けた取組

■協議中の対応策



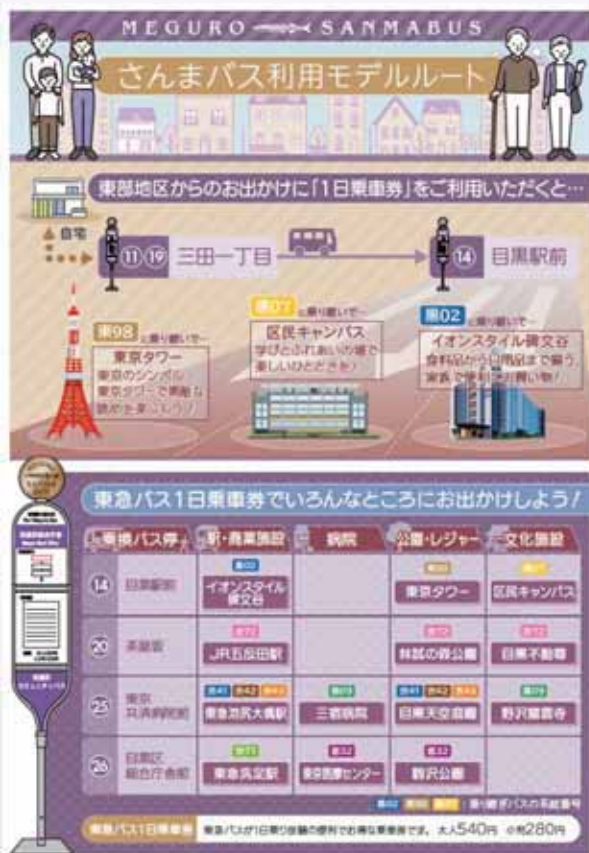
4. 乗車率向上等に向けた取組

- ・さんまバスについて東部地区交通協議会による東部地区全戸へのニュースレターの配布や、区民まつりでの区による広報活動、サポーター制度の導入により、地域への認知度の向上と収支率向上に向けた取組を行った。

東部地区交通協議会での広報活動 ニュースレターの配布(アンケート配布時に同封)

実施目的 さんまバスの認知度向上およびモデルルート提示による利用の促進

配布 東部地区内 15,273戸対象（別途実施したアンケートに同封して配布）



運行支援寄付の実績 (参考)

● 件数:89件 ● 金額:8,891千円(ふるさと納税による寄付額)
(参考)収支率=(運賃+広告+ふるさと納税)÷各運行経費
R6実績運行経費 45.1% 当初計画運行経費 57.8%



区の広報対応

●サポーター制度(運行支援寄付)の導入

令和6年度のふるさと納税(運行支援寄付) : 89件

「さんまバス」実証運行
支援のための寄付
令和6年10月1日(火)より「さんまバス」の
実証運行支援のための寄付を
受け付けています。

(さんまバス実証運行の経費等へ活用)

■寄付者に贈呈する記念品

- ①コースター
- ②シールシート
- ③ステッカー
- ④ペーパークラフト



寄付者に贈呈する記念品

4. 乗車率向上等に向けた取組

・現時点のさんまバスの利用状況をみると、実証実験運行の実施にあたって設定した利用率等の当面の目標値に対して未達の状況となっていることから、東部地区交通協議会において、利用者増加に向けた取組を検討している。
→継続的な運行に必要となる目標値の達成に向けて、沿線施設と連携し、さんまバスの利用機会の醸成を目的として「さんまバス ノリトク キャンペーン」(R7.3.24～6.30)を実施している。

■さんまバスの利用促進に関する取組

実施目的	沿線施設と連携したさんまバス利用機会醸成に向けた仕組みづくり
開催時期	令和7年3月24日(月)～6月30日(月)
配布場所	さんまバス車内、協力店舗で計3,000部配布
参加方法	①さんまバスに乗車し、バス車内に配架の乗車証明書、沿線ガイドを取得する。 ②沿線ガイドに記載の加盟店舗に来店し、会計時に乗車証明書を提示し特典・割引を付与 ※1枚につき1店舗のみ。繰り返し利用は不可



配布中の乗車証明書・沿線ガイド



5. 今後の取組

- ・前項までに整理した利用状況及び利用率向上に向けた取組を行い、各目標値の達成を目指す。
- ・特に運行ルート見直し・バス停増設については、本会議の意見を踏まえ、早期実現に向けて協議を進める。

1 令和7年度の運行計画について

現在、関係機関や地先と調整を進めている運行ルートの見直しやバス停の設置については、今後、地域公共交通会議の合意を受け、国への手続き後にバス停整備を行い、新たなルートで運行していく。

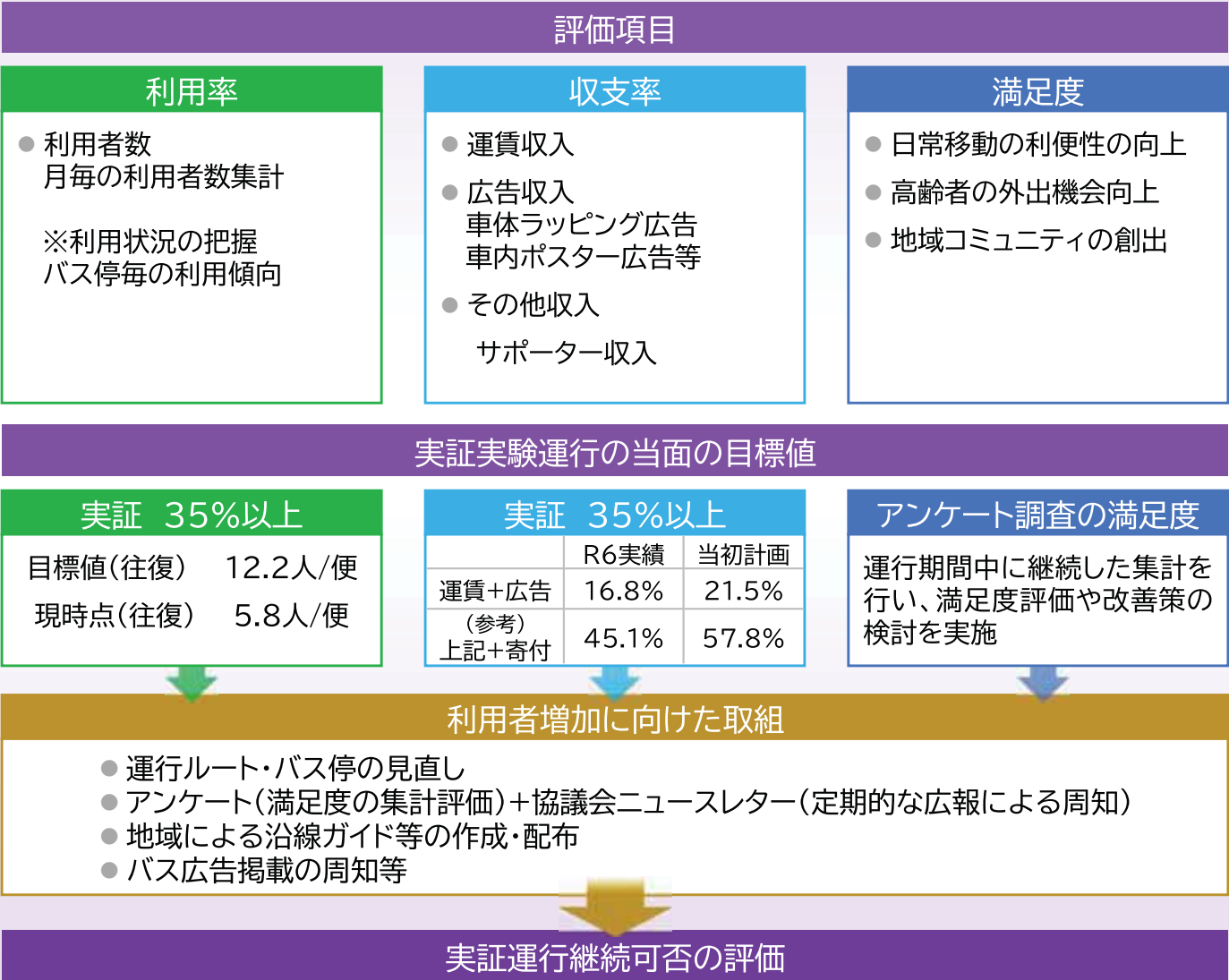
2 さんまバスの利用促進に関する取組について

東部地区交通協議会による、さんまバス利用促進に向けたルート沿線店舗と協力して行う沿線ガイドキャンペーンについて、イベントや口コミ・SNS等による周知活動を支援していく。

3 本格運行を目指した実証実験運行の事業評価について

実証実験運行の継続判断は、以下3つの基準項目を評価します。

1. 利用率: 運行本数に対する利用者数の割合
2. 収支率: 運行経費に対する運賃収入の割合
3. 満足度: 実証運行後の利用者の意見



北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

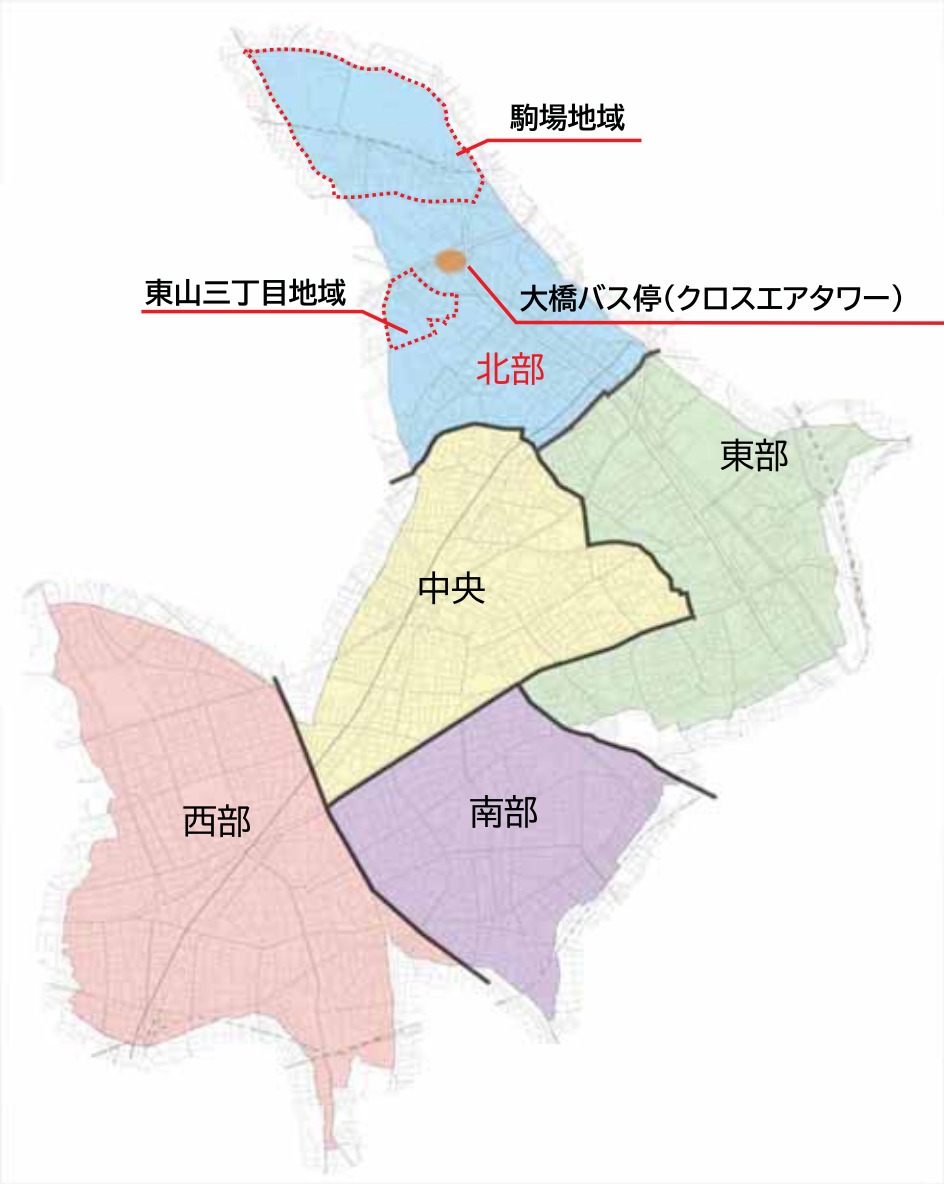
1.北部地区の取組経過

北部地区では、3つの団体で地域住民の勉強会が開催されている。

北部地区の取組状況

名称	メンバー構成	対象地域	検討状況
さんまバスを走らせる会	各地域の住民	北部地区全域	運行ルート・ミーティングポイントの検討
駒場地域交通研究会	駒場町会、住区、商店会、PTA、老人クラブ等	駒場1～4丁目	運行ルート・ミーティングポイントの検討
東山三丁目地域交通研究会	東山三丁目自治会、住区、商店会、PTA等	東山3丁目	運行ルート・ミーティングポイントの検討

目黒区の5地区



1.北部地区の取組経過

R5年度までの検討状況

- ・ アンケート調査の実施
- ・ 試走会の実施
- ・ 運行ルート、運行車両、ミーティングポイント等の検討

R6年6月 ミーティングポイントに関する他町会からの意見収集

- ・ 勉強会を開催している、駒場地域・東山三丁目地域以外の町会から、ミーティングポイント設置に関して要望を収集

R6年7月 関係機関との調整

- ・ これまでに駒場地域や東山三丁目地域で検討を進めてきた運行計画案について、関係機関(交通管理者、交通事業者)と調整

R6年9月 駒場地域勉強会

R6年9月 東山三丁目地域勉強会

- ・ 各地域の運行形態、運行エリア、ミーティングポイント等の検討

R6年11月 令和6年度第1回地域公共交通会議

- ・ 北部地区の検討状況の報告

R6年11月 現地調査

- ・ 交通管理者からの指摘を踏まえ、走行可能な運行ルートを確認

R6年12月 さんまバスを走らせる会勉強会

- ・ 運行エリア、運行形態の検討、他区事例調査

R6年1月～2月 関係機関との調整

- ・ 現地踏査を踏まえた運行計画案について、交通管理者と調整
- ・ ミーティングポイントの設置について、交通事業者と調整

R7年3月 北部地区意見交換会

- ・ 勉強会(駒場・東山三丁目・さんまバスを走らせる会)と各町会・自治会等で意見交換を実施



令和6年第1回 駒場勉強会



令和6年第1回 東山三丁目勉強会



令和7年3月 北部地区意見交換会

2.これまでの検討状況

駒場地域・東山三丁目地域における検討経緯

- ・車両制限令や現地の道路幅員状況、勉強会での意見等を踏まえ、ハイエースを想定
- ・運行方式はアンケート調査を踏まえ、デマンド方式を想定

■これまでの検討経緯

- ・駒場地域・東山三丁目地域においては、目黒区が支援する勉強会を通して新たな地域交通の導入に向け、運行車両や運行方式、停留所(ミーティングポイント)等の検討を進めてきた。
- ・「さんまバスを走らせる会」では、運行車両や走行ルート等を検討しており、適宜、区と取組経過など情報共有している。

車両タイプ

ハイエース(乗車定員10人)



出典: TOYOTA

- ・車両制限令や現地の道路幅員状況、勉強会での意見等を踏まえ、ハイエースを想定
- ・検討経緯ではグリーンスローモビリティやミニバンについても検討。



グリーンスローモビリティ: 電動で、時速20km未満で公道を走る
出典: 国交省資料 4人乗り以上のパブリックモビリティ

運行方式



- ・ミーティングポイントを設定し、予約があった場合に運行。駒場・東山三丁目地域で実施したアンケート調査より、需要に応じたデマンド方式を想定
- ・駒場地域では、朝夕1便は定ルートで定時運行を要望

・ハイエース(全幅1.88m)以外に、ミニバン(全幅1.695m)での運行を含めて検討。



ミニバン
(乗車定員7人)

出典: 日産

■関係機関との調整経緯

- ・交通管理者へ現在の検討状況を共有し、地域要望の実現に向けて調整を行った。
- ・交通事業者へ既存バス停の共用について調整した。

●交通管理者

- ・道路交通法・車両制限令等、法令を遵守すること。車道幅員(白線の内側)で通行可能な路線を運行ルートとして設定するよう指摘あり。
- ・ミーティングポイントは運行車両が停車可能なことに加え、停車時に一般交通が白線を踏まずに追抜できること。
- ・停車位置はできるだけ広い道路とし、曲がり角、交差点部を避けること。可能であれば施設の敷地内に設定することが望ましい。
- ・指定車両が通行可能となるか検討すること。



調整事項を受け条件整理を行い、走行ルート、ミーティングポイントについて、現地を精査し、調書作成を行った。

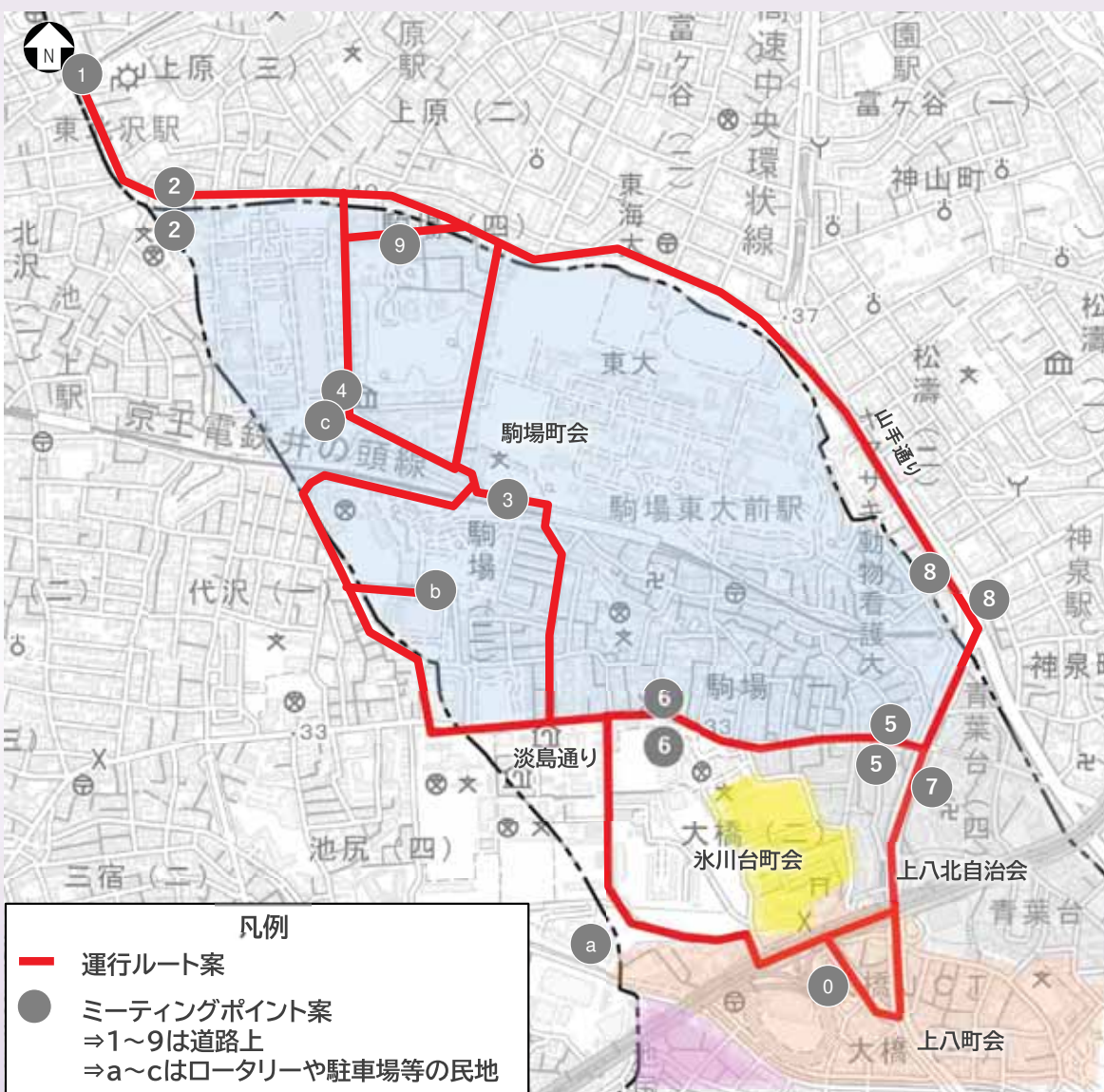
●交通事業者

- ・運行にあたり予備車が必要。(2地区で兼用は可能)
- ・車両はレンタカー、リースでの運行が可能。
- ・実証実験開始にあたり、運行手続きに半年程度かかる。
- ・料金は300~500円が主流(路線バスより高く、タクシーより安い運賃)。
- ・交通事業者が路線バスと同一の場合、既存バス停を共用することは可能。

3. 各勉強会における検討状況

駒場地域における現状の運行ルート案・ミーティングポイント案

運行ルート案



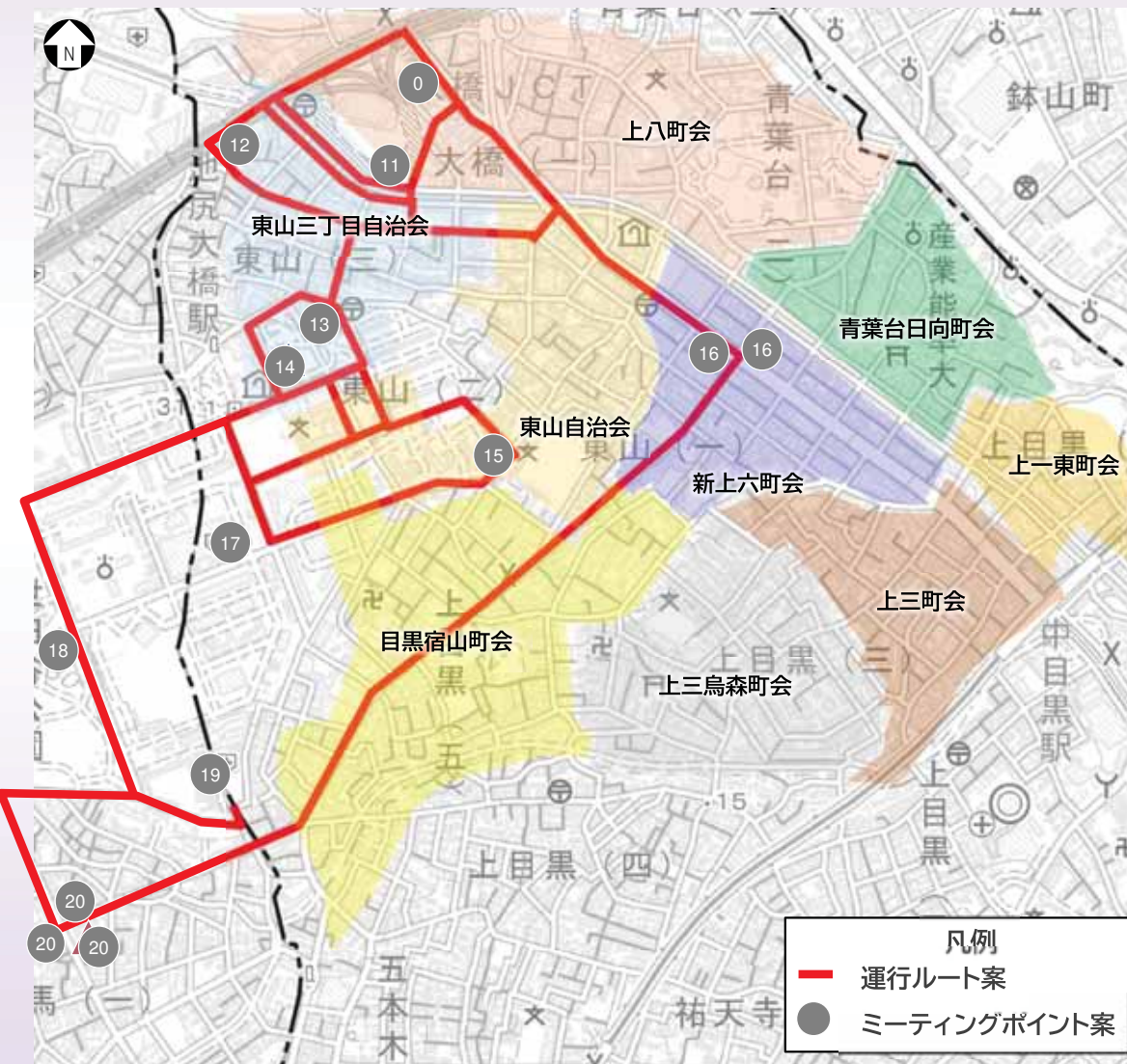
ミーティングポイント案



3. 各勉強会における検討状況

東山三丁目地域における現状の運行ルート案・ミーティングポイント案

運行ルート案



※現時点での検討ルート、ミーティングポイント案であり、決定したものではありません。
「東山三丁目地域交通研究会」資料をもとに作成

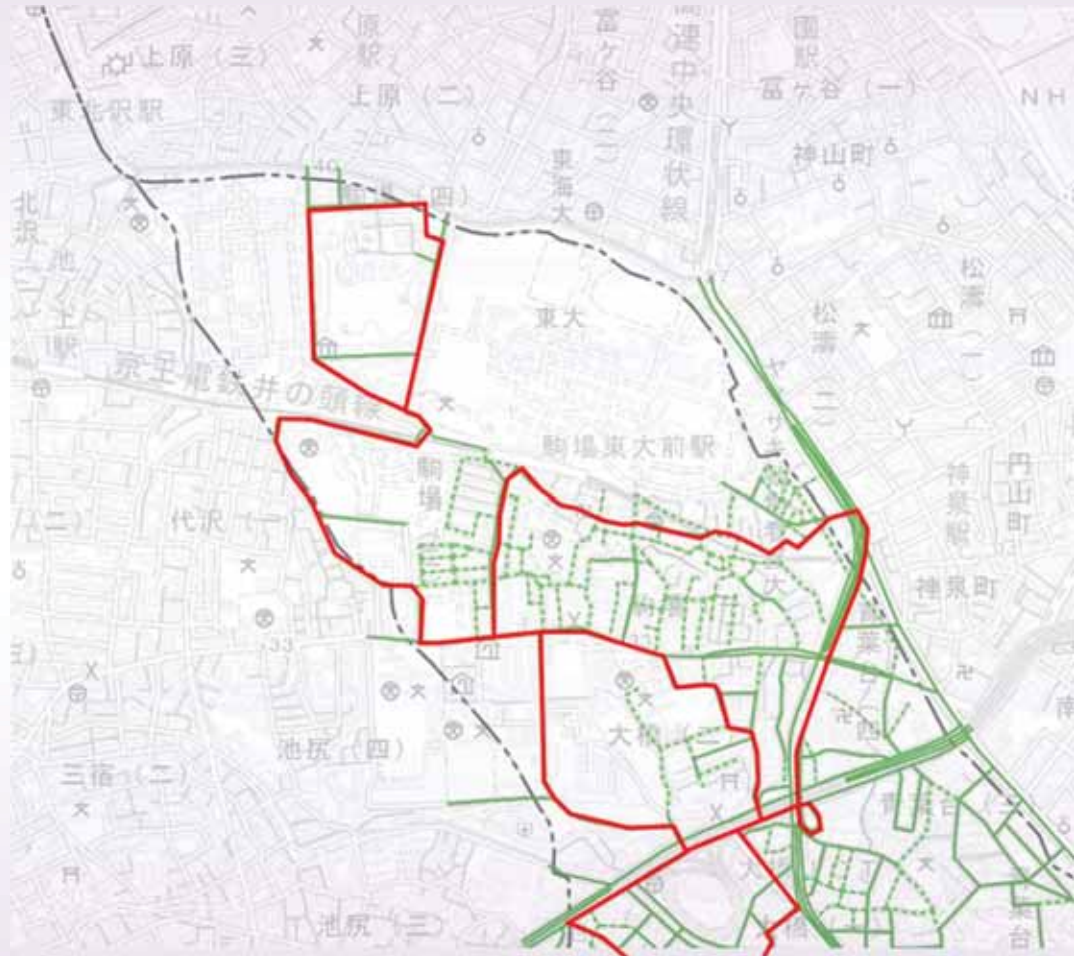
ミーティングポイント案



3. 各勉強会における検討状況

さんまバスを走らせる会が検討する運行ルート案

■運行ルート



※現時点での検討ルートであり
決定したものではありません。
「さんまバスを走らせる会」資料より



※現時点での検討ルートであり
決定したものではありません。
「さんまバスを走らせる会」資料より

4. 地域交通導入に向けて

北部地区の今後の取組

- 北部地区では、3つの団体が地域交通導入に向けた検討を行っており、北部地区交通協議会設立に向けた意見交換会を実施し、使用車両や運行形態等について検討・調整を進めていく。
- 北部地区交通協議会設立後、協議会で検討した内容について、地域公共交通会議へ報告し、関係機関等との合意形成を図り、運行車両や運行形態などを含む運行計画案をとりまとめ、地域交通交通会議での合意を受け、実証運行の許可手続きを進めていく。

